

平成30年度 本部事務局事業計画

1 現状と展望

当福祉会は、朝霞市、志木市、和光市における、広域的な地域福祉推進の見地から、昭和50年に設立され、以来、地域に根ざした社会福祉事業の主たる担い手として、多様な福祉サービスを展開してまいりました。

現在、「みつばすみれ学園」、「すずらん」の障害児・者の2施設をはじめ、和光市の「ほんちょう保育園」、「にいくら保育園」の2園を運営するとともに、朝霞市の指定管理者として「朝光苑」の運営管理、受託事業として「地域包括支援センター」の運営を行っております。

福祉会を取り巻く環境変化に対応

社会福祉法の改正により、社会福祉法人は経営組織のガバナンスの強化や事業の透明性の向上が求められることになりましたが、30年度も引き続き現制度に則していくよう、コンプライアンス意識を高め、事業運営を進めてまいります。また、平成30年4月の障害福祉サービスと介護保険サービスの報酬改正について、適切に加算等の対応ができるよう務めてまいります。

人材確保については、引き続き厳しい状況にありますが、将来を見据えた新卒者の採用を計画的に進めていくため、早い時期に学校訪問を行い、各種学校との関係性を深めてまいります。

障害児の療育支援・障害者の自立支援においては、可能な限り利用希望者の受け入れに努め、法人が有する専門性や施設資源の提供を行い、地域支援の拡充に努めてまいります。また、朝光苑における障害者短期入所事業については、利用者ニーズに対応できるよう受け入れ体制を整えてまいります。

子ども子育て支援においては、和光市の保育方針が改正されることから、制度に則するよう務めるとともに、引き続き積極的に参画する方向で事業を推進してまいります。

高齢者介護においては、利用者が安心・安全に過ごせるよう環境を整えるとともに、目標利用率を維持できるよう努めてまいります。

2 理事会等の開催予定

・ 理事会（4回）

開催予定月	予 定 審 議 事 項
30年6月	平成29年度事業報告、平成29年度決算報告他
9月	規程の改正他
12月	平成30年度補正予算他
31年3月	平成31年度事業計画、平成31年度予算他

・ 定時評議員会（1回）

開催予定月	予 定 審 議 事 項
30年6月	平成29年度事業報告、平成29年度決算報告他

平成30年度 みつばすみれ学園事業計画

1 現状と展望

利用状況

当園は、児童発達支援センターとして療育を希望する児童を可能な限り受け入れる中、母子支援及び関係機関との連携等に努め、現在の定員40人に対し登録利用児童数は109人を数え、また、その内の54人が幼稚園・保育所との併行利用児童となっております。これは近年における発達障害またはその疑いを持つ児童の、幼・保登園継続において、必要機関の利用が求められている情勢の表れであると思われまます。

今後、同傾向は継続するものと予想され、そのニーズに対する効果的且つ効率的な受入体制を整えていく必要性があります。

専門性の高いサービスの提供

対象児童の状態から、より専門性の高いサービスが求められ、個別及び集団療育においては、OT(作業療法士)とST(言語聴覚士)を導入しており、その必要性と需要は高いことから継続して提供してまいります。

職員においては研修等を通じて、児童に提供する療育技術・療育内容を研鑽していくと共に、保護者(家庭)支援のレベルアップを図る等、包括的なサービスを充実してまいります。

地域支援

地域における、在宅低年齢障害児への療育支援、保育所や幼稚園に在籍する障害児への相談支援が継続課題となっており、当園の児童発達支援センターとしての機能を最大限に生かし対応してまいります。

また、在宅相談支援や発達障害の特性を持つ子どもへの個別療育を行う、県からの委託事業としての「障害児等療育支援事業」を継続実施する他、当施設内の「発達障害地域療育支援センター事業(南西部地域療育支援センター)」との連携を強化し、当施設が持つ専門性や施設資源の提供を行い、地域支援の拡充に努めてまいります。

2 事業の目標

①療育支援体制の充実

- ①-1 施設利用希望者の利用機会を維持する
- ①-2 専門性の高いサービスを提供し、通所施設機能の強化を高め、利用の促進を図る
(他の同種事業所へ通所する児童への満足度を高める)

利用収入増(※予算ベース)

9,289万円(平成29年度) → 9,694万円(平成30年度)【4.3%増】

②地域支援の強化

- ・発達が気になる児童の相談支援体制を高める(継続)
- ・併行利用児童の通所先への巡回指導及び連携を必要に応じ実施する

3 事業計画

(1) 平成30年度の重点取組

施設利用希望者の利用機会を維持する	<p>①待機児童の減少に努め、良質な療育支援体制の構築を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規利用児の積極的な受け入れ。 ・年齢、障害状態像を鑑み、効果的なクラス編成を行う。 ・母子支援をベースに、効果的な単身登園導入の早期設定等の見直しをはかる。 ・2歳児の、週利用日数を最大4日登園として、受入人数増の安定と維持を図る。 ・その他のクラスは、個別に児童の利用状況を鑑み、待機児の解消を図る。 <p>②登園日の増</p> <p>土・日曜日実施の父親学級(年2日)、運動会(年1日)の振替休園なしとし、通園日増を図る。</p> <p>③併行利用児童の受入体制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併行利用児の増加傾向に対応し、1日利用と午後利用の2形態体制を継続する。 ・受け入れ先の保育所や幼稚園との連携強化を図る(訪問支援の実施等)。
専門性の高いサービスを提供する	<p>①PT(理学療法士(週1日)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士(週1日))による指導を継続実施する。</p> <p>②職員の資質向上のための研修等を計画的に実施する。</p>

(2) その他の取組

【地域支援(在宅障害児の支援)】

<p>埼玉県の委託事業/障害児等療育支援事業</p> <p>ア 在宅支援訪問療育等指導事業</p> <p>(ア)巡回相談(対象児童宅への職員の訪問)</p> <p>(イ)訪問健康診査</p> <p>イ 在宅支援外来療育等指導事業</p> <p>(ア)電話相談・来園相談(随時)(イ)集団療育(集団参加の機会の提供)</p> <p>(ウ)個別指導</p> <p>(整形外科健診・歯科検診受診、理学療法士による訓練・指導の提供)</p> <p>ウ 施設支援一般指導事業</p> <p>(ア)保育園・幼稚園・関係機関等に対する相談や職員の派遣</p> <p>(イ)関係機関職員の施設見学研修、体験実習受入れの協力</p> <p>(ウ)療育支援グループへの職員の派遣</p> <p>(エ)育成保育協議会等への参加、体験保育の様子観察への職員の派遣</p>

(3) 全体計画

①年間行事計画

毎月	誕生会	12月	もちつき大会、クリスマス会
7月	夏祭り(すずらんと共催)	2月	発表会
10月	運動会	3月	お別れ会、卒園式
<p>*園外保育(クラスごとに実施) *季節行事(七夕、豆まき、ひな祭り等)</p> <p>*消火訓練(毎月)、火災避難訓練、地震避難訓練(隔月)</p>			

- ・交流保育: 幼児3クラスが3保育園と月1回の交流保育を行う

②健康管理計画

内科健診（年6回）	身体測定（月1回）
整形外科健診（月1回）	腸内細菌検査・検尿（年2回）
こころの発達相談（月1回）	生活リズム調査（年2回）
歯科検診・フッ素塗布（年2回）	

③家族支援

保護者会（月1回）	父親学級（年2回）
クラス懇談会（年2回）	祖父母参観（年1回）
個別面談（必要に応じ随時）	「母の会」との連携（必要に応じ）

④地域交流

<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関主催の各種会議への職員派遣（派遣要請に応じ随時）・ 職員の講師派遣、講演会の実施、作品展示会などへの出展・ 実習生の受け入れ、ボランティアの受け入れ（必要に応じ随時）

4 指定障害児相談支援事業及び指定特定計画相談支援事業

【指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の充実】

<ul style="list-style-type: none">①福祉サービス等利用計画についての相談及び作成とモニタリングを行う。②障害児の自立した生活を支え、障害児とその家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。③障害者の自立した生活を支え、障害者とその家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
--

5 発達障害地域療育センター事業(南西部地域療育センター)

【発達障害地域療育センター事業(南西部地域療育センター)の充実】

埼玉県の委託事業の継続実施 専門職（CP(臨床心理士)、ST(言語聴覚士)、及び増員のOT(作業療法士)が発達障害の特性が気になる子どもへの支援を行う。 ①個別療育 ②家族支援
--

平成30年度 すずらん事業計画

1 現状と展望

利用状況

当所は、障害者総合支援法に基づく生活介護サービスの利用希望者の積極的受け入れに努め、現在の登録者は60人であり、定員40人に対し利用率は113.1%（前年度101.1%）となっております。

これは、地域の特別支援学校等卒業後の進路先において、近年各種の福祉事業所の増設がある中、生活介護事業の需要は高まる現状の表れであるものと思われま。利用者においてはその障害特性等から生活全般における介護ニーズや、家族環境への考慮が必要なケースもあり、その状況に応じた利用体勢及び、柔軟な利用時間の延長等を行っております。

今後も可能な限りの受け入れを行うとともに、利用者の意思が反映された、一人ひとりの目標の実現と、自立範囲の拡充に繋がる支援及び介護を充実させていきます。

個別支援計画の的確な運用

利用者へのサービス支給量を決めるサービス等利用計画に基づき、当所が作成する、個別支援計画においては、利用者が通所生活を円滑に送るための必要な支援・介護内容を明確にし、且つ利用者の社会参加に繋がる計画が求められています。更に、本人を取り巻く環境や、家族の介護負担軽減等に連動していくため、定期的なモニタリングとアセスメントを実施し、その実態に沿った支援計画策定を行います。

また、利用者の将来的な生活設計等に係る多様なニーズをとらえ、関係各市及び相談支援事業所との連絡調整をより一層密接なものとし、支援計画を的確に運用していきます。

利用ニーズへの対応

近年、障害者支援施設における課題の一つとして利用者の高齢化があげられ、当所においても、利用者の平均年齢は30歳前後となっておりますが、利用年数の長い中高年層については、利用状態及び保護者の高齢化等への対応が求められています。

また、高齢化に伴う利用層の重度化や、医療的ケア希望者の増加もあり、それらに対応するため支援グループの細分化を図り、状態像別の対応を強化していく必要があります。

さらに、保護者からの要望として「親亡き後」という観点から、将来的な準備等の相談ケースも多くなり、効果的な通所支援とその実態に合わせた介護支援・相談体制を整え、関係機関と連携を行っていきます。

2 事業の目標

①利用される施設となる

利用収入増（※予算ベース）

14,388万円(平成29年度) → 16,964万円(平成30年度) 【17.9%増】

②個別支援及び介護・相談体制の充実

- ・個別支援計画書を年1回作成(見直し)の他、状態変化に伴い随時に変更
- ・個別支援計画書の作成後、年1回以上の支援状況モニタリングの実施
- ・年3回の保護者連絡会の他、毎日の保護者との連絡帳を通じ、随時の相談体制を確保

3 事業計画

(1) 平成30年度の重点取組、新たな取組

利用される施設となる	<p>①開所増ニーズへの対応(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常開所以外に毎月1回の土曜日開所を行う <p>②新規利用者の積極的受入れ及び主たる対象者以外の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害以外(身体・精神障害・難病指定等)の対象者の受入れ ・重度重複障害及び、医療的ケア対象者の利用が円滑となる職員体制の整備 ・特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、卒業後の施設利用に繋げる <p>③家庭状況及び本人の状態による個別の利用時間延長と個別送迎体制の充実</p>
個別支援及び介護・相談体制の充実	<p>①利用者の個別状態に合わせた、支援及び介護の充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活面や作業活動等における個々の特性を考慮した支援及び介護の実施 ・積極的な所外活動と障害状態像に合わせた活動グループでの支援を展開 ・利用者の意志が反映されることを第一義とし、充実感の得られる支援を行う <p>②サービス管理責任者の役割である、利用者・家族からの相談窓口機能を充実</p> <p>③対人支援におけるニーズの多様化に応えるため、支援スキルの向上と介護技術面の充実を図る(施設内研修の充実と各種研修への職員派遣)</p>

(2) 全体計画

①年間行事計画

4月	年度出発式	10月	保護者連絡会
5月	保護者連絡会	11月	すずらん祭り
6月	運動会	12月	もちつき大会 クリスマス会
7月	夏祭り(みつばすみれ学園と共催)	1月	初詣 書き初め
8月	彩夏祭鳴子踊り	2月	節分 カラオケ演芸大会
9月	グループ別外出活動	3月	保護者連絡会
*誕生会(その方の誕生月に実施)		*クラブ活動	
*希望制小旅行(通年/少グループ制)		*製作品活動(所内外での販売:適宜)	
*音楽療法(隔月)		*季節行事の取り組み	
*火災避難訓練、地震避難訓練(隔月実施)			

②健康管理計画

身体測定(月1回)	理学・作業療法(週1回/必要者)
内科健診(年2回)	胸部レントゲン(年1回)
整形外科健診(年6回/必要者)	定期健康診断(年1回)
精神科健診(月1回)	腸内細菌検査(年2回)
歯科検診(年1回)	美容整髪(月1回/希望者)
*感染症びまん防止と予防に関する対策(適宜)	
*適正な活動環境の維持(室温、湿度等の管理及び公衆衛生、所内消毒等の充実)	
*看護師による日常的健康相談(随時)	

③利用者支援

支援計画の作成

- ・利用者個別支援計画の作成（個別面談開催＝利用者・保護者と内容確認）
- ・サービス等利用計画に係るアセスメント協力及び支援計画書とのリンク
- ・個々の状態に合った外出支援と社会行事等への参加

④家庭（保護者）との連携

- ・保護者と施設間連絡会（年3回／全体年間支援計画確認等）
- ・家族送迎が困難時の積極的な送迎の実施と必要緊急時の柔軟な支援時間の延長
- ・全般的な利用相談と個別支援内容の随時相談

⑤関係機関との連携

- ・関係市担当CWと施設間連絡会議（年3回）、看護師ネットワーク会議（年4回）
- ・利用者のサービス等利用計画に当該する相談支援事業所との適宜連絡体制

平成30年度 和光市ほんちょう保育園事業計画

1 現状と展望

利用状況

小規模保育園から転園してきた3歳児は、クラスの1/3を占めており、年度当初は保育環境の違いによって保護者共に戸惑いがあったものの、園の運営に対するご理解とご協力により、子ども達のさまざまな取り組みの意欲に繋がっています。低年齢の0、1歳児は、11時間保育を超える児童も在籍しているため、体調には十分に気を配り、職員配置も人数によりシフトを増やすなどの工夫をしてきました。土曜日保育については、休みをとる家庭が多かったことから、1日5人以内の少ない利用人数でした。今後も保護者の就労などの状況を把握し、職員配置を工夫していきます。

年齢、月齢における保育の推進

0歳児、1歳児については、年間で発達の差が大きく、より個々の成長に合わせた保育を行う必要があることから、同室での保育から月齢ごとの保育に分け、落ち着いた環境設定を工夫し取り組んでいきます。2歳児以上については、年齢クラスの取り組みの他に異年齢保育を取り入れ、子ども達が主体となり、遊びを展開していける保育を勧めていきます。

また、保育指針が4月に改正されることを機に、理想とする子ども達の将来の姿を職員間で確認し合いながら園独自の取り組みについて勧めていきます。

豊かな人間性を育むための三つの取組

子どもの心身の発達と豊かな感性を育む取り組みとして、日本の伝統や生活の中の食材に触れ体験し、食に興味をもち食べる事の大切さを知る事の「食育」、身体の発達と共に体感とバランスを保ち健康な体作りを目指す「運動プログラム」、音に親しみリズム感や自由に表現する力を育む「音楽表現」など三つの取り組みを月齢や年齢に合わせ継続的に進めていきます。

障害児保育の推進

育成一時保育の受け入れでは利用希望者の家庭状況を把握し、個々の子どもの発達と状況に合わせ負担のないよう保育に努めています。所属するクラスの子も達とも関わりの中で、自然にお互いが理解できる仲間として過ごせるよう配慮をしていきます。在園する児童においても個々の子どもの困難な部分を職員、保護者と共に理解し成長を見守り支援を行っていきます。

保護者支援・地域支援

保護者の気持ちを受け止めつつ園と家庭が同じ目線で子どもの成長を見守っていけるように日々の連絡や懇談会、個別面談、目に見える形でも伝えられるように工夫し、行事参加や保育参加などでも保育園での様子や保育内容など、体験する事で子育ての力となるよう引き続き勧めていきます。地域支援では、遊ぼう会やミニ講座、座談会など、子育てのヒントや相談ができる場を作りこれをこれからも続けていきます。

2 事業の目標

- ①安全に配慮した環境提供と、健やかな成長への支援を行う
- ②人との関わりの中で、自分と人を大切にする心を育てる
- ③様々な体験を通し、豊かな感性と創造性を培う
- ④施設と保護者が子どもの成長について共通理解をもつ。

3 事業計画

(1) 目標達成に向けた取組

目 標	取 組
安全に配慮した環境提供と健やかな成長への支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外の環境チェックと整備 ・栄養士による指導（食事について、） ・看護師による指導（歯磨き、手洗いなど）
人との関わりの中で、自分と人を大切にすることを育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別保育 ・異年齢保育 ・障害児保育 ・世代間交流 ・地域交流
様々な体験を通し、豊かな感性と創造性を培う	<ul style="list-style-type: none"> ・食育（野菜の栽培、調理保育、旬の物収穫、保存食作り） ・音楽表現（リズム表現、楽器、歌など） ・運動プログラム（各年齢の身体の発達ごとの運動） ・リトミック ・造形（感触遊び、絵画製作など） ・絵本の読み聞かせ ・茶道体験 ・散歩、戸外遊び ・春夏秋冬の季節行事 ・生き物の飼育（メダカ、金魚などその他）
施設と保護者が子どもの成長について共通理解をもつ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育参加／個別面談 ・懇談会／懇親会 ・保護者参加行事（遠足、わっこ祭り、運動会、発表会） ・保護者による行事手伝い ・日々の連絡帳と送迎時のコミュニケーション ・園だより、クラスだより、献立表、食育だより（毎月） ・保健だより（季節ごと）

(2) 全体計画

①月例事業

<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ（ボランティア） ・誕生会 ・身体測定 ・火災避難訓練（毎月）、地震避難訓練（隔月）
--

①年間事業計画

4月	入園受け入れ保育 親子遠足（5歳児）	10月	運動会、サンマの塩焼き（5歳児） 焼き芋会
5月	全体懇談会 親子遠足（4歳児）	11月	ふれあい会（2、3歳児） 懇談会（5歳児）
6月	お泊り保育（5歳児） じゃがいも掘り	12月	発表会 クリスマス会
7月	流しそうめん、わっこまつり	1月	餅つき会、懇親会（0、1歳児） 懇談会（2歳児）
8月	彩夏祭鳴子踊り	2月	豆まき会
9月	大規模災害を想定した児童引き取	3月	入園説明会、卒園式

り訓練、世代間交流（4, 5歳児）	卒園思い出遠足
<ul style="list-style-type: none"> * 保育参加/個人面談（5月～ 7月：3, 4, 5歳児）（9月～11月：0, 1, 2歳児） * 懇談会、懇親会 * 防犯訓練（年3回）・・・内1回は県警防犯指導班 	

③健康管理計画

<ul style="list-style-type: none"> ・ 内科健診（年2回）、乳児健診（年4回）、歯科検診（年1回） ・ 尿検査 ・ 乳児入園前健診 ・ 保健だより（季節ごと、他臨時発行）
--

④育成一時保育

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の一時預かり（定員：1日当たり3人） ・ 関係機関との連携による親子支援
--

⑤地域支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 園の開放（子育てミニ講座、子育て座談会、保護者相談） ・ 施設見学案内
--

⑥地域交流、連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼、保、小連携事業（本町小学校、北原小学校、市内小学校） ・ 学童保育クラブとの交流（本町保育クラブ） ・ 世代間交流（朝光苑デイサービスセンター、本町喫茶サロン） ・ 勤労感謝訪問（市内店舗、事業所）
--

⑦ボランティア等の受入れ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育実習生、研修生（看護師、小中学新任教員、裁判所調査官） ・ 職業体験（中学生、高校生）
--

⑧保育園運営に関する会議等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園運営委員会（年2回） ・ 市内関係会議（心の教育推進員会議、幼・保・小連絡協議会、栄養士会議、看護業務会議、事業者連絡会議、その他の連携会議）

平成30年度 和光市にいくら保育園事業計画

1 現状と展望

利用状況

3歳児以上の在園児数が約90人という状況が続いており、30年度もほぼ同様の見込みです。3歳以上児による異年齢グループの編成は1グループの人数を大きく変えずに4グループで編成していきます。早朝及び18時以降の長時間保育利用が多い状況にも変わりがなく、土曜保育の利用状況も0、1歳児を含めた毎週15人程度の利用が定着しています。適切な職員配置に努めていきます。

異年齢保育・保育内容

4年を経過した異年齢保育活動は園の取り組みとして定着し、当園の特徴の一つとしてご理解をいただけるようになりました。異年齢での活動を行事の発表内容に盛り込むことなどで、子ども同士が助け合うなどの自然な関りあいの様子を感じていただけるよう取り組んできました。引き続き、様子をお伝えするとともに、3歳児以下の園児の保護者にも異年齢活動の様子をお伝えできる取り組みを行っていきたくと考えます。

4月からは保育指針が改定されますが、和光市内保育園で統一される点はもちろん、園独自の取り組みも盛り込んだ保育計画に基づいて進めていきます。

食育の推進

日々の食事や野菜の栽培などを通じて「食材への興味・関心を引き出していく」「食育が成長発達につながっていく」といった点を中心に、「食育」については子どもたちの年齢に合わせたわかりやすい伝え方に取り組んでいきます。

また、季節を活かした梅干作りや味噌作りなどの保存食作り、伝統に触れる取り組みとして行う餅つき会なども引き続き取り組んでいきます。

保護者支援・地域支援

保育園の活動の様子やお子さんの成長発達の様子を保護者の皆様に丁寧にお伝えすることで、保育園の運営にご理解をいただいたり、保護者の子育てへの不安が軽減されたり解消されていく様子が感じられます。写真や動画などを活用するほか、職員が保護者と直接お話しする機会を大事にしながら子育て支援につながるものとして丁寧な情報発信に取り組んでいきます。

地域支援として続けている「園開放事業」は気軽に子育て相談ができる機会となっています。地域向けのミニ講座の開催も含めて地域にアピールし、来園者の増加につなげていきたいと考えています。

2 事業の目標

- ①安心で安全な保育環境を提供する
- ②健康な体作りをしていく
- ③子どもの成長発達について保護者との共通理解を進める

3 事業計画

(1) 目標達成に向けた取組

目 標	取 組
安心で安全な保育環境を提供する	○保育室内・外の環境整備 ○園児の状態の適切な把握
健康な体作りをしていく	○薄着の励行 ○外遊びを多く取り入れる ○畑やプランターでの栽培、収穫 ○調理保育 保存食づくり(梅干し・みそなど) ○健康な体作りに関わる取り組み(4色食品群、歯磨き指導、手洗い指導など)
子どもの成長発達について保護者との共通理解を進める	○「おたより」などを活用して日々の活動の様子をわかりやすく伝える ○懇談会、個別面談、日々の送迎時など保護者と職員が直接話をする機会を活用していく ○写真、動画などを活用する ○書籍や子育て情報の紹介など、情報発信に努める

(2) 全体計画

①月例事業

<ul style="list-style-type: none"> ・「絵本読み聞かせ」(ボランティア団体) ・誕生会 ・身体測定 ・火災避難訓練(毎月)、地震避難訓練(隔月)

②年間事業計画

4月	進級式	10月	運動会
5月	懇親会(1、2歳児)	11月	にいくら親子フェスタ(全園児)
7月	お泊まり保育(5歳児)	12月	もちつき会 発表会(3、4、5歳児)
8月	学童クラブ交流(新倉)		
9月	大規模災害時引取り訓練 世代間交流	3月	おもいで遠足(5歳児) 卒園式、入園説明会
＊懇談会(年2回) ＊個別面談(年1回) ＊保育参加(随時) ＊防犯対策訓練(年3回) ＊園外保育(4、5歳児) ＊近隣の畑での収穫体験(じゃがいも、玉ねぎなど) ＊親子のふれあい行事(懇親会など)			

③健康管理計画

<ul style="list-style-type: none"> ・内科健診(年2回)、乳児健診(年4回)、歯科検診(年1回) ・尿検査、乳児入園前健診
--

④障害児保育

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による親子支援
--

⑤地域支援

<ul style="list-style-type: none"> ・園開放(毎週火曜日「にこにこデイ」として、子育て相談、身体測定の実施) ・保育園見学の受け入れ

⑥交流保育・地域交流

- ・和光病院、福祉の里、桜の里、朝光苑との交流（3歳児、4歳児、5歳児）
- ・小学校との交流（5歳児）
- ・事業所訪問（勤労感謝の日にちなみ近隣の交番、郵便局など）

⑦ボランティア等の受け入れ

- ・実習生 ・ボランティア ・市内中学生、高校生の職業体験 ・社会体験等の受け入れ

⑧保育園運営に関する会議

- ・保育園運営委員会（年2回）
- ・市内関係会議への参加（事業者連絡会議、栄養士会議、看護業務会議、幼・保・小連絡協議会、心の教育推進委員会、そのほか他機関との連携会議）

平成30年度 朝光苑事業計画書

1 現状と展望

利用状況

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成 29 年度（平成 30 年 2 月末）の平均利用率は 88.7%で、前年同時期の平均利用率 87.6%と比較して 1.1%程増加していますが、特養の入所条件が原則として要介護 3 以上となったことや近隣に同様な施設が増加したこと、また、朝光苑が多床室で施設の老朽化も進んでいるなどの要因から入所待機者数は減少傾向にあります。

② 短期入所生活介護（ショートステイ）

平成 29 年度（平成 30 年 2 月末）の平均利用率は 74.1%で、前年同時期の 74.2%と比較してほぼ前年並みで推移しています。なお、6 月から受入を開始した空床を利用した障害者短期入所の利用者数は増加傾向にありますが、現状では全体の 4.2%となっています。

③ デイサービスセンター

平成 29 年度（平成 30 年 2 月末）の平均利用率は 84.9%で、前年同時期の 81.9%と比較して 3.0%向上しており、計画目標値をクリアする見込みとなっております。

④ 居宅介護支援センター

平成 29 年度（平成 30 年 2 月末）の月平均ケアマネジメント作成件数は 69 件で、前年同時期の 84 件と比較して減少しています。これは介護支援専門員の欠員（3 人体制→2 人体制）によるものです。

⑤ 地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントのほか、市と協力し地域包括ケアシステムの構築に向けて諸事業を実施しています。

介護保険制度改正の影響

平成 30 年度は 3 年毎の介護報酬改正があることから、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの基本報酬、その他加算等の改正につきまして適切に対応してまいります。

2 事業の目標

朝霞市の指定管理者（平成 29 年度より 5 年間）として、引き続き朝光苑各事業の安定的な運営を図るため、以下のとおり目標利用率を設定し達成のため努力してまいります。

事業名	〈平成 28 年度実績〉		〈平成 29 年度現状〉		〈平成 30 年度目標〉
① 介護老人福祉施設	87.7%	→	88.7%	→	96%
② 短期入所生活介護	73.7%	→	74.1%	→	86%
③ デイサービスセンター	81.4%	→	84.9%	→	85%
④ 居宅介護支援センター	84 件/月	→	69 件/月	→	105 件/月
⑤ 地域包括支援センター	（利用率ではなく、重点目標項目の達成を目指す。）				

※平成 29 年度の現状は、平成 30 年 2 月末時点

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

待機者の最新情報の把握やショートステイ利用者の情報をリンクするなど、目標利用率を維持できるようにベットコントロールを行ってまいります。

② 短期入所生活介護（ショートステイ）

空き情報や地域の居宅介護支援センターなど介護関係者への啓発などによりできる限り利用率の向上を目指します。

③ デイサービスセンター

一人ひとりがご家庭にいる時と同じようなくつろげる空間作りを心掛け、当センターでのひとときが生活の糧となるよう真心のこもったサービスを提供いたします。

④ 居宅介護支援センター

介護支援専門員に欠員がありますが、平成30年度はできる限り人員の補充を行い、目標件数をクリアするよう目指してまいります。

⑤ 地域包括支援センター

従来の業務に加え、重点目標とした地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

3 平成30年度の重点取り組み、新たな取り組み

① 入所者・利用者の笑顔と満足を目指す

入所者・利用者の皆様が、常に笑顔で安心・安全に暮らせる（過ごせる）環境を大切にし、満足をいただける施設運営を実現します。

- ✦ 身体拘束廃止の取り組みの強化
- ✦ 介護事故防止・リスクマネジメントの強化
- ✦ 口腔ケアの更なる充実

② 職員の人材育成と健康管理の充実

リーダー職員を養成するため研修機会の促進とメンタルヘルス対策の充実を図ります。

- ✦ 資格取得費用の補助活用を促進
- ✦ メンタルヘルスチェックの継続実施
- ✦ 介護職員等のキャリアパスの構築

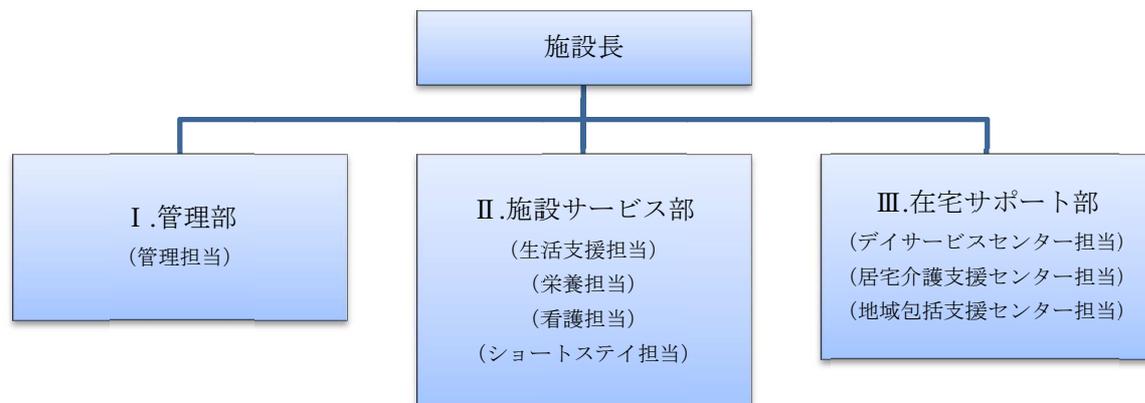
③ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターにおける包括的支援事業について、市及び地域と連携して更に強化・発展させます。

- ✦ 在宅医療・介護連携推進事業
- ✦ 生活支援サービス体制の整備事業
- ✦ 認知症施策の推進事業
- ✦ 地域ケア会議推進事業（個別ケースの検討など）

4 事業計画

組織図



I. 管理部

○管理担当

1) 経営の視点を持った運営

管理部において、常に経営分析を行い経営実態の把握に努めます。

朝光苑事業会計は5事業の合計で、歳出が歳入を上回る状態で推移していることから、経営的視点をもって経営の合理化等改善を図ります。

2) 窓口等の対応

管理部は、施設の“顔”としての意識を常に持ち、“元気で、明るく”窓口、電話対応等については、“親切・丁寧”をモットーに取り組みます。

3) 個人情報・情報管理の適正化

個人情報・情報管理について、プライバシーの保護・情報管理の保護を行います。各種帳票類サービスに関する記録は文書規定に基づき保管し、また、公開される事を原則として、情報や記録を管理します。

4) 職員の確保

介護職員等に欠員が生じた場合、法人本部と連携し、必要な求人情報等あらゆる媒体を通して適切に広報するなど人材確保に努めます。

5) 【重点】介護職員等のキャリアパスの構築など

介護福祉士養成研修、介護支援専門員資格取得をはじめ、キャリアアップを目指す職員に対し必要な補助などを行い、職員の資質とモチベーションの向上を図ります。また、メンタルヘルスチェックを継続実施します。

6) 経費の削減

財務・経理・給与・労務管理などについて適正かつ迅速に処理し、経営の効率化を推進します。実態に合ったコスト管理を行い、“無理”“無駄”を排除して、少しでも経費を削減できるように努めます。

7) 金品及び文書等の管理の徹底

金品、預り金等については、適正な保管管理と事務処理を一元的に行います。また、文書などの管理・取扱（処理・管理）についても保管管理の徹底を図ります。

8) 施設的环境整備

各居室・施設内の清掃を毎日実施し、入所者が身体的及び精神的に快適に暮らせるような居住空間を保ちます。

9) 産業医の助言のもと、職員の健康管理を行うとともに、安心、安全に業務が出来るように常に職場環境を整えます。

10) 備品・物品等の適正な管理

担当者を定め、備品・機器等の損傷状態の調査適正及び補修等により長期使用を図るとともに、物品等は在庫管理・欠品補給等に対応します。

11) 実習生、研修生の積極的な受け入れと指導

今後、益々介護職員の人材育成、人材確保について困難となるため、介護基礎研修実習、ヘルパー養成受け入れをはじめ、教員免許特例法による介護実習等各実習について積極的に受け入れていきます。

12) 危機管理体制の整備

緊急時の職員一斉メール配信をはじめ、危機管理体制の整備に努めます。また、万が一の災害発生に備え、各種マニュアルを備えるとともに、防災・避難訓練(年4回)及び防犯訓練(年1回)を実施します。

13) 他部署への連絡強化

常に情報の収集と共有を図り、苑内各事業間の業務が円滑に図れるよう努めます。

14) 会議・研修

全職員会議(年2回)	苑運営会議(毎月)	各種研修会(随時)
------------	-----------	-----------

15) ホームページの充実

ホームページのリニューアルを行い朝光苑のイメージアップを図ります。また、更新回数を増やします。

II. 施設サービス部

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)定員75名

高齢や特別な疾病により自立した生活が困難になった方に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄・更衣・移動等の日常生活上の介護及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう介護支援します。

1) 新入所者への援助

入所者に、生活の基盤を移す事による身体的及び精神的な変化を最小限にするように援助します。

2) 施設サービス計画(ケアプラン)作成

入所者において、本人の身体的及び精神的な状態を勘案して施設サービス計画を作成し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう、トータルケアサポートの実践及び援助をします。

3) 行事・レクリエーション・クラブ活動の充実

入所者の意向及び趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見いだすため、月例事業として、注文買物、美容整髪、店屋物、誕生会、音楽療法などを行います。

また、入所者の能力に応じた趣味活動を展開し、月に1回以上季節感を感じてもらえるような行事や各種クラブ活動（下記表のとおり）を実施します。

年間行事

月	催し物	月	催し物	月	催し物
1月	正月遊び・書初め	2月	節分	3月	ひな祭り
4月	お花見散歩	5月	菖蒲湯、苑外活動	6月	苑外活動
7月	七夕	8月	彩夏祭花火見学	9月	朝光苑祭（家族参加）
10月	苑外活動（買物、レクリエーション等）	11月	日帰り旅行	12月	年末お楽しみ会（家族参加）、ゆず湯

クラブ活動

料理クラブ	書道クラブ	詩吟クラブ	大正琴クラブ
-------	-------	-------	--------

4) 入所者の健康管理

- ・【重点】 口腔ケアを充実し肺炎入院者ゼロとする。
- ・ 嘱託医による健康診察… 内科医（週1回）、精神科医（月2回）
- ・ 口腔ケア指導… 歯科衛生士（月1回）、歯科健診（年1回）
- ・ 体重測定 毎月
- ・ 胸部レントゲン撮影（年1回）
- ・ 定期予防接種 インフルエンザ（全員）
- ・ 高齢者肺炎球菌（該当者） 協力病院への定期受診体制
- ・ 褥瘡ゼロに向けて看護師・介護士の連携のもと、褥瘡予防に積極的に取り組みます。
- ・ 感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）に対して、職員及び来苑者への啓発活動を継続的に行い、必要な防止策を講じます。
- ・ 医薬品等の管理徹底及び飲み忘れや誤飲事故などの防止に努めます。
- ・ 1人ひとりの状態にあった適切な排泄コントロール（管理）を行います。
- ・ 機能訓練を実施し、身体機能の維持・増進を図ります。また、その根拠となる書類整備をします。

5) 介護・看護技術の向上

排泄介助（オムツ交換）、食事介助、浴槽で入浴介助、投薬管理、機能訓練など介護・看護手順など統一を図り、入所者が安全・安心して暮らすため技術を向上させます。

6) 【重点】 介護事故防止・リスクマネジメントの強化

介護事故の発生予防の為“ヒヤリ・ハット”の対処など事故防止を考慮し、入所者の日々の観察・記録・報告を行います。万一重大な事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに基づき、入所者の生命を第一に考えて迅速に行動し、事故報告書の提出と事故原因を究明し再発防止に努めます。

7) 【重点】 身体拘束廃止の取り組みの強化

入所者の尊厳保持と身体拘束による心身の衰弱等の影響を考え、身体拘束原則禁止を掲げ実施します。やむを得ず一時的に入所者の生命の危機・身体を傷つける恐れがある場合など身体を拘束する場合には、本人・家族に十分な説明後、同意を得ます。なお、身体拘束廃止検討委員会を毎月開催し廃止に向けた検討を行います。

8) 家族との連携

家族との連携については、常に入所者の身体的及び精神的状態が把握・報告出来るようにします。また、緊急時の連絡調整が出来るようにします。

9) 栄養バランスに考慮した喜ばれる食事の提供

毎食の検食、食堂訪問を実施すると共に、年1回入所者の声を反映し、嗜好調査等を実施して献立に活かすとともに、季節感のある食事の提供に心がけます。ヘルスケアサービスの一環として、入所者1人ひとりに合った栄養を、また、低栄養の入所者には栄養補助食品のほか各個人の嗜好を考慮したケア計画を作成します。

10) 食中毒の予防措置

食中毒の予防・まん延防止指針に基づき食品衛生及び厨房内の衛生管理の徹底を図ります。また、発生の防止について市・保健所など関係機関と連携を図り、万が一の緊急時には速やかな連絡などに努めます。

11) 各種会議の実施

・委員会

苦情解決委員会(随時)	身体拘束廃止委員会(毎月)	衛生委員会(毎月)
優先入所検討委員会(毎月)	事故防止検討委員会(年4回)	(喀痰吸引)安全委員会(年4回)
褥瘡対策検討委員会(年4回)	感染症対策委員会(年4回)	給食委員会(年4回)

・会議

主査会議(年6回)	入所者カンファレンス(毎月)	入所判定会議(随時)
朝光苑まつり会議(随時)	苑だより委員会(随時)	

○短期入所生活介護（高齢者・障害者ショートステイ）定員14人

ショートステイは、「要支援」「要介護」と認定された方の在宅介護中の心身の状況や病状に合わせて、介護する方の介護負担軽減や一時的に介護ができない場合、短期間入所し、日常生活全般の介護を受けるサービスです。

専任スタッフによる食事、排泄、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練及び健康管理等を提供いたします。また、レクリエーションなども行い、安心・安全な生活が送れるように支援いたします。

- 1) 短期入所者の送迎
- 2) 機能訓練
- 3) 朝霞市が実施する緊急短期入所生活介護の受け入れ
- 4) レクリエーション活動の充実
- 5) 空床利用による積極的な障害者ショートステイの受け入れ

※平成29年度より、障害者を対象としたショートステイを開始しました。

Ⅲ. 在宅サービス部

○デイサービスセンター 定員25人

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上、社会参加の機会促進や利用者の家族負担の軽減を図ります。

- 1) 食事、入浴、その他の必要な支援

- 2) 日常生活について相談及び助言
- 3) 趣味及び生きがい活動についての支援
- 4) 利用者の送迎

・行事・レクリエーション活動

月	催し物	月	催し物
1月	餅つき	4月	お花見
5月	外出レク（買い物・旧高橋家見学）	6月	梅シロップ作り
7月	すいか割り、外出レク（旧高橋家見学）	9月	外出レク（ぶどう狩り）
10月	さんま焼き	11月	外出レク（平林寺散策）
12月	年末お楽しみ会		

○居宅介護支援センター

介護サービスを受けるために必要な要介護認定の申請代行や、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する窓口となります。

- 1) ケアプラン作成
- 2) 介護保険に関する相談
- 3) 介護保険申請代行
- 4) 関係機関との連絡調整
- 5) サービス担当者会議の開催
- 6) 認定調査の受託

○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの実現を目指します。

1) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

介護が必要になることを予防するために、希望や目標に沿った介護予防プランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業について、対象者のケアマネジメントを行います。また、一般介護予防事業を市と連携し推進します。

2) 総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けます。

3) 権利擁護業務

高齢者虐待予防への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見人制度の活用などにより、高齢者の権利を擁護する支援を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

5) 【重点】在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方が必要になっても住み慣れた地域で安心し、自分らしい生活ができるよう、在

宅医療・介護連携体制の構築を市と連携し推進します。

6) 【重点】生活支援サービス体制の整備事業

多様化する生活支援ニーズに対応し、必要な地域資源の発掘・育成を推進及び必要なサービスと要望をマッチングさせる生活支援コーディネーターを配置します。また、第2層生活支援体制整備協議体の設置・運営を目指します。

7) 【重点】認知症施策の推進事業

認知症の方ができる限り住み慣れた地域、環境の中で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応に向けた支援、家族への支援を行います。また、新たなオレンジカフェの創設（1か所→2か所）や認知症サポーター講座を開催します。

8) 【重点】地域ケア会議推進事業

個別ケースから見える課題の積み重ねにより地域課題の把握をします。第2層地域ケア会議設置を目指します。

9) 会議

包括定例会議(毎月)	地域ケア会議	市主催会議(随時)
------------	--------	-----------

10) 担当地域

朝霞市青葉台・栄町・幸町・膝折町1、2丁目・膝折町3丁目1・膝折町4丁目1～11, 14 膝折町5丁目・大字溝沼

基本理念

市民が地域社会の中で、安心して暮らせるよう、一人一人のニーズを大切にし、総合的且つ有機的なサービスを提供します。

